

令和5年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

児童養護施設三愛園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021246

③施設の情報

名称：児童養護施設 三愛園	種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 玉井 恵	定員（利用人数）：30名（20名）
所在地：愛媛県松山市和田甲125番地	
TEL：089-994-0550	ホームページ： http://www.3aien.or.jp/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和26年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 三愛園	
職員数	常勤職員： 21名 非常勤職員 1名
有資格職員数	社会福祉士 1名 保育士 12名 臨床心理士 1名 調理師 1名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等) 22室 鉄筋コンクリート造3階建て（本館） 木造2階建て（別館）

④理念・基本方針

【理念】子どもの幸せのために 子どもと共に

【基本方針】

三愛園は、児童福祉法41条に基づく児童養護施設で、「乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」

また、その運営にあたっては、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・児童福祉法の基本理念及び倫理綱領を尊重する。

⑤施設の特徴的な取組

・児童養護施設三愛園は定員30名の施設で、平成17年度から施設の小規模化を進め、現在は、「別館小規模グループケア・本館小規模グループケア・本館」の3つのグループ体制で養育を行い、家庭的な生活環境の中、各ホームの職員が一定の裁量権をもち、日常生活の中で一人ひとりの子どもの状況に応じて柔軟に対応している。

・都道府県社会的養育推進計画の内容を踏まえて、地域小規模児童養護施設の開設と本体施設の高機能化及び多機能化のために職員育成に力を注ぎ、「子どもの幸せのために 子どもと共に」の理念のもと、常に子どもへの支援のあり方を職員間で話し合い、「育ち合う職員集団」として養育の質を高める努力を続けている。

・子どもが地域の一員であると感じられる環境を作り上げるため、「園児も地域の子、園職員も地域の大人であり、地域の子どもを皆で育てる」ことを基本的な考え方として、地域とともに育ち合う関係を大切にしている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年4月7日（契約日）～ 令和5年12月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度（4回目）

⑦総評

◇特に評価の高い点

昭和26年の法人・施設の設立以来、平成17年に小規模グループケア棟を新設するなど、県内でいち早く小規模化への取り組みを行うとともに、三愛園にとっての家庭的養護とは何かを考え、実践を続けている。

子ども一人ひとりの自立支援計画の策定にあたり、基幹的職員の機能強化を進め、毎日の朝礼の中で、全ての子どもの記録を読み上げ、職員間で支援に関する検討や協議をしている。毎月のケース会議を活用して支援の進捗状況を確認し、自立支援計画の策定や実行、評価、見直しをPDCAサイクルで、有機的に機能するための仕組みが整備されている。

また、地域共生社会の実現のために、様々な地域交流行事を企画し、地域住民などに広く参加協力を呼びかけ、施設への理解促進のみに留まることなく、三愛園を媒体とした地域住民との交流が行われている。

◇改善を求められる点

定期的に、第三者評価基準の評価項目に沿った自己評価を実施することができておらず、第三者評価の受審時のみの自己評価の作成に留まっているため、適切な自己評価の作成が行われることを望みたい。

前回第三者評価の受審後に抽出された課題に対して、改善等の取り組み途中で中断しているものが散見されるため、継続して計画的に課題改善に向けた取り組みが行われることを期待したい。

支援や業務における要点や留意点、手順など、日々の取り組みに関する職員への共通理解と情報共有を図るために、さらなるマニュアルなどの整備が行われることを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回も調査員の方にとっても丁寧に提出資料を見ていただきました。また訪問調査や報告会で、高く評価いただける点について具体的に伝えていただき、これからの励みとなりました。同時に改善すべき課題について、アドバイスも含めたご指摘をいただき、今後の取り組みの参考となりました。

ご指摘いただいたように、計画的な取り組みを続けてまいりたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念や方針が明文化され、ホームページやパンフレットなどに掲載している。また、毎年度の事業計画の中にも理念等が記載され、職員会議を活用して職員への周知が図られている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 入所児童数や充足率などを把握し、経営状況の分析が行われている。また、全国児童養護施設協議会が発行している報告書等で情報収集するとともに、都道府県社会的養育推進計画の内容も踏まえて、分析や検討が行われている。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 中長期運営・整備計画において、地域分散化、高機能化や多機能化に関する方向性が示され、理事会の中で具体的に経営課題の検討が行われている。理事会での協議内容は、職員にも周知されている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 地域分散化、一時保護委託の体制整備等の高機能化や多機能化への取り組みなどが盛り込まれた中長期運営・整備計画を策定している。また、人件費や設備費などの中・長期施設整備等収支計画も策定されている。		

5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の高機能化に向けた人材育成の在り方など、中長期運営・整備計画を反映した単年度の事業計画が策定されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定前に、職員会議を活用して、職員から出された意見を集約し、次年度の事業計画に反映している。今後は、事業計画の策定や評価、見直しの時期のほか、手順等を可視化することを期待したい。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「暴言・暴力のない三愛園」という基本方針を、施設内の目立つ場所に掲示するとともに、全体会（子ども集会）などの機会を活用して周知している。今後は、事業計画などの主な内容をまとめた印刷物をお便りと併せて送付するなど、保護者等への周知や説明に対して、さらなる工夫が行われることを期待したい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>毎月、フロアごとにケース会議を開催し、支援課題や職員の役割分担を明確にするとともに、基幹的職員が中心となり、課題解決に向けた進捗状況を管理している。定期的に、第三者評価基準の評価項目に沿った自己評価を実施することができておらず、第三者評価の受審時のみの自己評価の作成に留まっているため、適切な自己評価の作成が行われることを望みたい。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>今回が、4回目の第三者評価の受審であり、前回の第三者評価受審で明確になった課題を一覧化し、その方策について職員間で検討している。前回の第三者評価の受審後に抽出された課題に対して、改善等への取り組みが途中で中断しているものが散見されるため、継続して計画的に課題改善に向けた取り組みが行われることを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－1－（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－1－（1）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職務分掌は文書化され、施設長としての役割と責任を職員会議等の中で表明している。今後は、有事における施設長の役割や責任、不在時の権限委任等を記載した職務文書等を作成し、明確にすることを期待したい。</p>		
11	Ⅱ－1－（1）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、積極的に各種研修へ参加するなど、遵守すべき法令等に関する正しい理解に努めている。また、職員会議等を活用して、職員への周知が図られている。</p>		
Ⅱ－1－（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－1－（2）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、各フロアのケース会議に出席し、養育・支援の質の現状や課題を把握するとともに、改善に向けた具体的な取り組みを明示するなどの指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ－1－（2）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、全職員に対して、働き方に関するアンケートを実施するなど、課題の把握や分析をしている。アンケート結果をもとに、職員会議で協議等を行い、職員間の意識形成を図るとともに、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ－2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－2－（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－2－（1）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>基幹的職員がケース会議を統括するなど、職員のケースマネジメント機能を強化し、養育の質の向上と人材の育成に努めている。今後は、高機能化や多機能化のために、必要な福祉人材の確保・育成、定着等に関する具体的な計画を作成するとともに、実践が行われることを期待したい。</p>		
15	Ⅱ－2－（1）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像が明文化され、事業計画に沿った目標設定と評価の仕組みづくりが行われている。今後は、人事基準を定めるなど、キャリアパス制度等を明確したさらなる取り組みが行われることを期待したい。</p>		

Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>タイムカードによる勤怠管理のほか、職員一人ひとりの労働時間や有給休暇の取得状況などの確認が行われている。今後は、定期的に施設長や管理職と職員との個別面談を実施するなど、個別の意向を確認して、誰もが相談しやすい環境への仕組みが構築されることを期待したい。</p>		
Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度始めに、事業計画で示された重点目標に沿った取り組みについて、職員一人ひとりが日常的・個別的指導業務遂行目標等を作成している。施設長が目標等を確認し、日常的に適切な助言や支援を行うとともに、年度末には個別の目標などの達成度の確認が行われている。今後は、中間段階や期末において、職員との個別面接を実施するなど、進捗状況を確認するための仕組みづくりが行われることを期待したい。</p>		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に、「1研修1アクション」を明示し、研修を受講した職員が、年度末等に研修受講後の取り組みを報告する機会を設けている。今後は、施設が必要とする職員の知識や技術、専門資格等の具体的な目標を明示するとともに、整合性が確保された体系的な教育・研修計画の策定が行われることを期待したい。</p>		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に、外部研修への参加計画を取り入れ、積極的な職員への研修参加を促している。また、施設内研修を実施し、必要とされる知識や技術に関する職員への教育が行われている。施設長と基幹的職員が、毎月の各フロアのケース会議に参加してケースの進捗状況を管理するとともに、常に組織としての対応を心掛けることで、養育・支援の質の向上を図るなど、スーパービジョンを行う体制の構築に努めている。</p>		
Ⅱ－２－（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>実習生の学びや気付きの幅が広がるように、中舎（1舎13～19人）と小規模グループケア（6～8人）の双方の施設で学べる実習プログラムを策定している。今後は、実習生の受け入れに関する基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルなどの整備が行われることを期待したい。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・施設のホームページの中で、定款のほか、決算等の公表事項や苦情解決状況、第三者評価の受審結果が公開されている。屋外に設置された掲示板にも、苦情解決状況や監査報告を掲示している。また、地域の関係機関等を訪問する際には、パンフレットを配布するなど、施設の取り組みの情報発信が行われている。</p>		
22	II—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>施設における事務や経理、取引等について、理事長と施設長、事務員により確認等が行われ、適正な経営や運営の管理に努めている。今後は、施設経営や運営の透明性を確保する観点から、可能な限り外部の専門家による監査の実施が行われるように、今後の理事会等の会議の中で検討することを期待したい。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・施設として、地域との関わり方の基本的な考え方が明文化され、職員へ周知している。積極的に、職員と子どもと一緒に地域行事へ参加するほか、職員も地域住民との関わりを持つことができている。また、施設内の地域交流ホールや園庭を地域の子どものために開放し、遊びに来る子どもの姿も見られるなど、地域交流が途切れない環境づくりも行われている。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入規程が整備され、積極的に学習支援や楽器演奏などのボランティアの受け入れが行われている。今後は、子どもや保護者等へ受け入れに対する事前説明を行うとともに、ボランティアへの事前研修を実施するなど、さらなる受け入れ体制などの仕組みづくりが行われることを期待したい。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関リストを作成し、全ての職員へ周知している。定期的に、施設長等は児童相談所との自立支援計画に関する連絡会など、関係機関との会議に参加している。また、PTA活動にも委員として参画するなど、地域の学校との連携が図られている。</p>		

Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>地域交流事業として、地域住民と一緒に月見会やパークハイツマラソンを開催し、施設への理解を深めてもらうとともに、地域の生活課題等の把握に努めている。今後は、施設の専門性を活かした相談事業を実施するなど、多機能化を意識した取り組みが行われることを期待したい。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>積極的に実習生を受け入れ、福祉従事者の育成に寄与している。今後は、災害発生時における地域の社会資源としての役割を踏まえ、職員への周知や必要な研修を実施するなど、計画的に地域の災害への備えや支援が行われることを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護の基本方針を明示し、職員会議を活用して、定期的に全ての職員に人権に関する研修を実施している。また、全国児童養護施設協議会が作成した「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」を活用して、職員一人ひとりの支援の振り返りを行うとともに、毎日の朝礼や毎月のケース会議の中で、子どもの尊重や基本的人権への配慮を確認するなど、職員間で話し合いをしている。</p>		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護の手引きが整備され、子どもの居室に他の子どもを入室させないなど、日常生活における子どものプライバシー保護に取り組んでいる。また、施設見学の際など、保護者等へ施設の設備面も含めたプライバシー保護の説明が行われている。</p>		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の養育環境や支援内容が分かりやすいように、施設のパンフレットやホームページの構成の工夫をしている。希望に応じて、子どもや保護者等の施設見学の受け入れをするとともに、個別に丁寧な説明が行われている。</p>		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>「新入児童受け入れに関する手引書（マニュアル）」を策定し、入所の手順や確認事項を明文化するとともに、職員への周知が図られている。今後は、子どもや保護者等へ丁寧な説明をするとともに、同意に関する文書について、さらなる内容の充実が図られることを期待したい。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて、関係機関を交えたケース会議を開催し、移行時の配慮すべき点などの話し合いが行われている。今後は、養育・支援の継続性に配慮した引き継ぎや申し送りの手順書等を作成するとともに、文書様式の見直しや整備が行われることを期待したい。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>日常会話の中から、職員は子ども一人ひとりの満足度の把握に努めている。また、「みんなの声ポスト（子ども意見箱）」を設置し、幅広く意見や要望を聞き、生活を送りやすい環境にも配慮している。今後は、子どもの満足度の向上に向けて、さらなる仕組みづくりが行われることを期待したい。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者や苦情受付担当のほか、第三者委員を設置するなど、苦情解決の仕組みが確立されている。子どもにも分かりやすい、日常的な苦情解決システムの文書を作成し、子どもの目に入る場所に掲示するなど、周知が図られている。また、「みんなの声ポスト（子ども意見箱）」を設置し、投函を呼び掛けるなど、子どもが苦情等を述べやすい工夫が行われている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自由に意見を表明できるよう、職員は日常的に子どもとの関係づくりに取り組んでいる。第三者委員が施設行事に参加することで、顔の見える身近な存在となり、子どもが安心して相談できるような関係性の構築に努めている。今後は、子どもが相談する際の選択肢を広げられるように、複数の伝達手段を設けたり、相談相手を自由に選べることを明記した分かりやすい文書を配布したりするなど、さらなる取り組みが行われることを期待したい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設内に、「みんなの声ポスト（子ども意見箱）」が設置され、投函された意見に対して、迅速に対応するとともに、内容により全体会（子ども集会）の中で検討している。今後は、相談や意見を受けた際の手順や留意点を明記したマニュアルなどの整備が行われることを期待したい。</p>		

Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>事故やヒヤリハットなどが発生した場合には、毎日の記録様式に項目化された欄に記録を残して、全ての職員で共有するとともに、職員会議の中で事例検討が行われ、再発防止に努めている。今後は、事故発生時の対応に関するマニュアルなどの整備が行われることを期待したい。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>職員会議の中で感染症予防研修を開催し、職員は適切な感染症の対応を学んでいる。今後は、感染症の予防・対応に関するマニュアルなどの整備が行われることを期待したい。</p>		
39	Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月、各種災害を想定した避難訓練を実施している。現在、事業継続計画（BCP）の策定途上であるため、子どもの安全確保と養育・支援の継続の観点から、早急に計画の策定が行われることを期待したい。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>小規模グループケアは、勤務時間帯ごとの業務内容や留意点などの標準的な実施方法が文書化されている。今後は、未整備となっているフロアについても、標準的な実施方法の作成が行われることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>小規模グループケアにおいて、朝礼やケース会議の場で標準的実施方法に関する内容が協議され、必要に応じて調整や見直しが行われている。今後は、標準的な実施方法が未整備となっているフロアの文書化に取り組むとともに、施設全体として、標準的な実施方法の検証や見直しが継続的に行われることを期待したい。</p>		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>基幹的職員を策定責任者として、アセスメントシートをもとに、様々な職種の職員が参画し、自立支援計画を策定している。今後は、子どもの意向を計画に明記するなど、自立支援計画の様式を見直し、さらなる様式等の工夫が行われることを期待したい。</p>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の中に、支援課題が明確にされ、課題に対する支援目標と具体的な支援内容が記載されている。また、毎月のケース会議で実施状況の評価を行い、適宜計画の見直しが行われている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の子どもに関する記録はネットワークシステムに保存され、全ての職員がパソコン上で閲覧できるようになっている。毎日の朝礼時に、全ての子どもの前日の記録が読み上げられ、職員間で共有するとともに、養育・支援の質の向上のための協議が行われている。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護方針や個人情報保護規程細則が定められ、施設長を管理責任者として、子どもの記録等の適切な管理が行われている。今後は、情報開示に関する対応方法など、今後想定される要請に備えて、さらなる規程等の整備が行われることを期待したい。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則の中に、子どもの権利侵害の防止などを明記するとともに、事業計画にも、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を掲載し、職員へ周知している。職員会議の中で、権利擁護に関する研修を実施し、職員への理解促進に努めている。また、毎日の朝礼時に、全ての子どもの前日の記録を読み上げ、権利擁護の取り組みや権利侵害の防止等を職員間で話し合いをしている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホームとも男女混合縦割りを基本として、日常の中で、年齢に応じた配慮や多様性が学べる環境づくりをしている。また、毎月の全体会（子ども集会）の中で、子どもの権利ノートの内容を職員が1ページずつ説明し、子どもへの理解を促している。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりのアルバムが作成され、子ども自身がいつでも閲覧できるようになっている。また、子どもの生き立ちに関する事実を伝える際に、施設内で十分に協議するほか、親族へ連絡が取れる場合には、情報整理も含めて確認するなど、慎重な対応が行われている。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>就業規則に職員の服務規律として、体罰や人格を辱める行為等の禁止を明記し、職員会議やケース会議を活用して、職員へ周知している。今後は、被措置児童等虐待の届出・通告制度を説明した資料を子どもたちに配布するなど、子ども自身が身を守り、訴えることができるような仕組みづくりが行われることを期待したい。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所前の施設見学の受け入れや事前の面接を積極的に行うとともに、「新入児童受け入れに関する手引書（マニュアル）」を整備し、事前準備から受け入れ当日の動きや配慮を確認するなど、子どもの不安軽減のための取り組みが行われている。今後は、ホーム変更や退所時・後のサポートなども含め、移行期支援に関する事項の明文化が図られることを期待したい。</p>		

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後の社会生活を想定した自立支援計画を策定し、細やかな支援や評価が行われている。また、退所後の対応を行う担当職員を定めた上で、一人暮らしの退所者を訪問するほか、SNSでの連絡や進学先への状況確認など、積極的なアフターケアにも取り組んでいる。また、年末年始などに、里帰りとして施設を訪ねてくる退所者もあり、職員や入所児童との交流も行われている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの特性や生育歴、家族状況等を把握・理解した上で、職員は子どもと一緒に課題解決に向き合うことを重視した支援に取り組んでいる。利用者アンケート結果から、子どもたちに職員との信頼関係が築かれてきていることをうかがうことができる。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの担当職員との継続性を重視し、関係性を基盤とした養育・支援が実践できるように努めている。生活上の決まりごとは、生活を送る中で秩序を保ちつつ、身近な職員が一定の裁量権を持ち、子どもと一緒に相談しながら柔軟な対応に努めている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもを信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な機会に、施設長から「生活は職員と子どもとで作上げるもの」と、繰り返し職員に伝えられ、朝礼やケース会議の中でも適宜確認が行われている。課題が生じた場合には、職員が子どもと一緒に話し合い、子ども自身が生活の主体者として、解決に向けて取り組めるような支援が行われている。また、職員は多種多様なレクリエーション活動を提案し、子ども一人ひとりが希望する活動に参加できるように、自発性を促している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内にある地域交流ホームの中に、ピアノや卓球台、ギター、図書などを置くとともに、園庭にはバスケットゴール、ジャングルジム、太鼓橋等を設置し、子どもが一輪車やバスケットなどの好きな遊びができるようにしている。また、読み聞かせやダンスレッスン、楽器演奏などのボランティアを受け入れて学びに活用するなど、子どもから出された要望への対応にも努めている。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが、社会生活を営む上で必要な知識や技術を習得できるように、支援方法を自立支援計画に記載し、進捗状況を職員と共有しながら取り組んでいる。携帯電話を所持する際には、必ず職員と一緒にネットリテラシーに関する学習をするほか、所持後にも、定期的に使用時の注意点などを振り返るなどの支援も行われている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもへの嗜好調査を実施し、献立に反映をしている。小規模グループケアでは、日常生活の中に調理や後片付けの場面があるほか、中舎にも、子どもが買い出しから後片付けまでを行う自炊体験を取り入れるなど、食習慣の習得のための支援が行われている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>可能な限り、一人ひとりの子どもの個性や好みに応じた衣服等が購入できるよう支援している。幼児や義務教育の児童へは、できる限り職員と一緒に買い物に行き、好みの物が購入できるようにしている。高年齢児には、あらかじめ年間予算を提示し、概算費用を持たせて自身が購入できるようにするなど、衣服を通して自己表現できるように支援している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>生活スペースや施設共用部の整理整頓が行き届き、清潔保持に努めている。施設内に破損箇所が見られた場合には、施設長へ報告した上で迅速に修繕などの対応が行われている。現在は、全ての子どもに1人部屋が提供されており、子どもが増えて2人部屋として使用せざるを得ない場合でも、カーテンをベッドに設置するなど、子どものプライバシーが守られるような配慮が行われている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>子どもの通院等の機会を通して、日常的に医療機関との連携が図られている。また、子どもの健康管理の視点から、必要に応じて外部講師を招き、職員へ疾病や障がいに関する研修が行われ、理解促進に努めている。今後は、関係機関との連携の観点から、子どもの服薬状況を確認できるような記録の整備が行われることを期待したい。</p>		

A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日常の中で性教育を重視し、子ども一人ひとりが正しい知識を持てるように、施設として性教育をタブー視せず、丁寧な支援が行われている。性に関する出来事や対応は記録に残し、必要に応じて、職員会議で取り上げてロールプレイを行いながら対応方法を検証するなど、職員間の共通理解が図られている。また、外部講師による産道体験プログラムのほか、絵本の読み聞かせをするなど、子どもの年齢や発達状況に応じた支援も行われている。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園務日誌の中に、反社会的トラブルやその他トラブルの項目を設け、毎日の朝礼で情報共有や対応を協議することで、職員の抱え込みを予防するとともに、職員相互の支援体制の強化が図られている。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に、「暴言・暴力のない三愛園」を掲げ、「何かあったら大騒ぎ」をモットーに、「暴力否定・背景の理解・暴力でない解決法」を基本として、職員からだけでなく、子どもから意見を聞くなど、施設全体で暴力防止などに取り組んでいる。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が自立支援計画の策定に参画し、計画の中に心理的支援に関する項目が設けられ、月1回のケース会議の中で進捗状況を報告している。また、職員会議でも心理的ケアを話し合う時間を設けて、必要な情報提供などが行われている。今後は、外部の専門家によるスーパービジョンを行う体制が構築されることを期待したい。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが落ち着いて学習できるように、居室や共有スペースなどの環境が選べるよう配慮している。また、子どもが学習支援ボランティアや学習塾を利用するなど、一人ひとりの必要に応じた学習の機会を提供している。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが進学を希望する場合には、職員が資金計画を作成するなど、自己決定に必要な判断材料を提供している。高校を中退し、そのまま施設を出ても不安定な生活環境が予想される場合は、子どもへの就労支援を行いながら自立援助ホームへ繋ぐなど、自己決定のための猶予期間を設けるなどの対応が行われている。</p>		

A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では子どもの社会経験や貯蓄のために、アルバイトを奨励している。また、子どもが希望する職種の仕事を体験できるように、地域の幼稚園や鉄筋業等の就労体験先を開拓し、職場体験をしてもらうなど、社会経験の拡大に努めている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員の業務を明文化し、施設における職員の役割を明確にしている。子どもに関係する行事予定などの情報を家族に知らせ、行事等の参加案内をしたり、子どもの家庭との交流状況を把握したり、必要に応じて保護者を含めて生活の振り返りをするなどの支援が行われている。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の中に、家庭的支援の項目を設け、進捗状況を確認しながら家族関係の調整や相談などに対応をしている。必要に応じて、児童相談所などの関係機関と協働した支援が行われている。</p>		